

蕨市民体育館及び蕨市プールの指定管理者の指定について

蕨市民体育館及び蕨市プールの指定管理者を下記のとおり指定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会  
の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

蕨市民体育館

蕨市北町一丁目27番15号

蕨市中央プール

蕨市中央二丁目18番29号

蕨市塚越プール

蕨市塚越五丁目9番3号

2 指定管理者となる団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

シンコースポーツ・毎日興業共同事業体

代表団体 シンコースポーツ株式会社 埼玉支店

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目31番地1

支店長 池田慎悟

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月26日提出

蕨市長 賴高英雄